予算項目原水及び浄水費
委託料委託番号委託 第68号

設 計 書

課長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作成年月日	令和6年10月15日	一 履行期間		から
委託名	クレーン設備年数		一 /復1 J 舟川町	令和 7年 3月21日	まで	
委託場所	仁井田字新中島	221-2 他				
設計金額	金		契約者			
財源区分		国補・県				

費	用 内 訳		業務概要				
	設計額 (円)	下記クレーン設備の年次点検をする業務一式					
業務価格			仁井田浄水場	ホイスト式天	井クレーン(豊岩送水	ポンプ室)·····7. 5t×	1台
消費税等相当額				ホイスト式天美	 井クレーン(手形山送	水ポンプ室)・・・・5. 0t×	1台
業務委託費			豊岩浄水場	ホイスト式天井	キクレーン(浜田送水	ポンプ室)・・・・・・3. 0t×	1台
				ホイスト式天井	ウレーン(取水場沈る	沙池)······1. 0t×	1台
			副務者((職名)氏名			
			主務者(監督員)	(職名)氏名			

箇 所 図



2/11

箇 所 図

S=1:5, 000 豊岩浄水場、豊岩取水場 坂ノ下 、下新田 四ツ小屋 柳原 下河原 雄物川 鳥屋ヶ沢 -0 施工箇所 秋田市上下水道局浄水課 クレーン設備年次点検業務委託

3/11

業務委託費内訳書

工	種	種	別	細	目	単位	数量	単	価	金	額	摘	要
業務委	託費												
		直接業務費		年次点検費	-	式	1					明細書第1号	
				計								[直接業務費]	
		直接経費				式	1						
		間接業務費				式	1						
業務原	価												
		諸経費				式	1						
業務価	格												
		消費税等相当	当額			式	1						
業務委	託費計												

直接業務費 年次点検費

明 細 書

(第1号)

種別名称	細	目	単位	数量	単 価	金額	摘	要
年次点検用荷重			式	1				
同上運搬費			式	1				
年次点検費			式	1				
計								

クレーン設備 年次点検業務委託

特 記 仕 様 書

令和6年度 秋田市上下水道局浄水課

第1条(目的)

本業務は、秋田市上下水道局仁井田浄水場および豊岩浄水場に設置されているクレーン設備について、労働安全衛生法(昭和47年6月8日 法律第57号。以下「法」という。)第45条の定期自主検査を行いその性能維持を図ることを目的とする。

第2条(業務範囲)

- (1) 仁井田字新中島221-2仁井田浄水場に設置してある下記クレーン 設備
 - ア ホイスト式天井クレーン (豊岩送水ポンプ室)
 - ・製造者および形式・・・・・日立 7.5HD
 - ・つり下げ荷重·····7.5 t
 - +台数······1台
 - イ ホイスト式天井クレーン (手形山送水ポンプ室)
 - 製造者および形式・・・・・三菱 S-5-LD
 - ・つり下げ荷重·····5.0 t
 - 台数······1台
- (2) 豊岩豊巻字上野 1 6 4 豊岩浄水場に設置してある下記クレーン 設備
 - ア ホイスト式天井クレーン (浜田送水ポンプ室)
 - 製造者および形式・・・・・三菱 HY-3A-HM
 - ・つり下げ荷重·····3.0 t
 - · 台 数······ 1 台
 - イ ホイスト式天井クレーン (取水場沈砂池)
 - ・製造者および形式・・・・・日立 1 M U 6
 - ・つり下げ荷重·····1. 0 t
 - 台 数 ... 1 台

第3条(履行期間)

契約日の次の日から令和7年3月21日(金)まで

第4条(業務内容)

- (1) 年次点検
 - 一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期点検自

主検査表」に基づく年次法定点検を行い、点検・整備を実施する。

第5条(提出書類)

(1) 業務計画書

業務の履行に先立ち下記事項を含む業務計画書を委託者に提出すること。

なお、業務実施日等については事前に担当者と十分打ち合わせを すること。

- ア 工程表 (全体、週間)
- イ 委託業務を統括する者(以下「統括管理者」という。)の氏名 (変更があったときも同様とする)
- ウ 作業を行う者(以下「従事者」という)の名簿 (変更があったときも同様とする)
- 工 現場管理組織表
- 才 安全衛生管理体制表
- カ 緊急時の連絡体制表
- キ 作業手順
- ク 本業務の遂行に関連する有資格証等の写し
- ケ 水道法第21条および水道法施行規則第16条に基づく健康診断(腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査)の検査結果報告書(写し可)なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出するものとする。
- コ その他監督員が指示したもの
- (2) 報告書

点検・整備業務終了後は、速やかに下記の書類を提出すること。

- ア 点検結果報告書
- イ 各電動機の電流値
- ウ 各電動機、操作回路等の絶縁抵抗値
- 工 荷重試験結果
- オ たわみ量
- カ 特記事項(書式は任意)
- キ その他監督員が指示したもの
- (3) 業務状況写真(普通紙にカラープリンターで出力したものでも可) 写真には作業内容等コメントを記載すること。

第6条(経費の負担区分)

- (1)委託者の負担浄水場内で使用する電気・水道等
- (2) 受託者の負担

本業務に必要な工具類、計器・測定器具および油脂類・ウエス等 の消耗品



